

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

お知らせ

- 令和6年度 訪問看護にかかる支援策について
- 福祉・介護の仕事の魅力を発信する動画のCM放映を開始しました！
- ＜予告＞介護職員就業促進事業、訪問介護採用応援事業の、令和7年度の実施事業者募集は4月上旬から中旬の予定です。応募漏れにご注意ください！
- 令和7年4月適用の業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算に関する届出を受け付けます
- 介護サービス事業者経営情報の報告についての制度が始まりました。
- 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- 「福祉用具・新製品展示説明会」を開催します！

令和7年2月1日発行 第247号

○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業



＜R6年度東京都訪問看護推進総合事業＞

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項が発表された場合は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000r5a0MAA Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	締切は終了しておりますが、今年度中に雇用する代替職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。

	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★<u>新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。</u>	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接申込ください。 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyoi/ku.html
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2) 看多機実務研修コース 受付終了しています。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都立大学に委託して実施します。	<u>2月までの研修の申し込みを開始しています。</u> ※詳細はホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTr9STE  ※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL 03-5000-7560

○ 福祉・介護の仕事の魅力を発信する動画のCM放映を開始しました！

お知らせ

東京都では、昨年11月の「福祉人材集中PR月間」において、「福祉・介護のしごと『あなたと一緒に』」をスローガンに、福祉・介護分野のイメージアップ、福祉・介護の仕事の魅力発信を目的とした動画を都内全域で集中的に周知・広報展開を行いました（かいてき便り令和6年11月1日発行第244号参照）。

このたび、本動画について、TVCMとして放映を開始しましたので、お知らせします。
上記の月間において駅や街頭での放映を見逃された方は、ぜひこの機会にご覧ください。



【放映動画】

福祉・介護の仕事の魅力を伝えるとともに、多くの方に身近に感じていただけるよう、若者や子育てを終えた主婦、定年後のシニア男性が福祉・介護の仕事に就き、それぞれが自分らしく輝く様子を描く、5つの動画で構成されています。

【放映期間】

令和7年1月下旬～

【放映局・時期(令和6年度)】

以下の都が提供する番組の時間帯において、順不同で放映されます。

○東京サイト

テレビ朝日／月～金曜日／13:45～13:50

○東京交差点 ONE MOMENT

テレビ東京／月曜日／21:54～22:00

○東京 GOOD! TREASURE MAP

テレビ東京／火曜日／21:54～22:00

※都合により、放映されない場合があります。

※番組の放映時間は予告なく変更となる場合があります。具体的な放映スケジュールについて、お問い合わせはご遠慮ください。

〔動画はこちら〕▶▶ <https://www.fukushijinai.metro.tokyo.lg.jp/new-you-welfare-tp/>

＜問合せ先＞

東京都福祉局 高齢者施策推進部

介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267

○ <予告> 介護職員就業促進事業、訪問介護採用応援事業の、令和7年度の実施事業者募集は4月上旬から中旬の予定です。応募漏れにご注意ください！

東京都では、介護分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図るため、「**介護職員就業促進事業**」「**訪問介護採用応援事業**」を実施しています。

令和7年度についても、事業を継続して実施する予定ですので、お知らせします。

(※現時点では正式な決定ではなく、あくまで**予告扱い**となります。令和7年度東京都予算が東京都議会において議決されたとき、事業の実施が確定します。)

実施事業者の募集は、例年どおり、4月上旬から中旬まで(「**公募一次**」)を予定しています。

応募漏れのないよう、ご注意ください。

また、「**公募二次**」(6月上旬から中旬まで)も実施する予定ですが、原則は、「**公募一次**」での応募となります(※雇用開始時期について、公募二次は公募一次よりも後ろ倒しとなります。)

両事業ともに、介護業務への就労を希望する方を対象に、介護事業所等で有期雇用(最大6か月)し、介護業務に従事しながら介護職員初任者研修等を受講させることで、介護事業所での雇用確保と資格取得支援を併せて行うものです。

<令和7年度から初めて利用することを検討されている事業者の方へ>

本事業を利用するには、定められた事業者公募の時期(**公募一次**または**公募二次**)において、応募をしていただく必要があります。令和7年5月上旬から10月末頃に介護職員を採用するかどうか現時点で未定であっても、**1人でも雇用する可能性がある場合は、応募手続き(エントリー)を行ってください。**

令和7年度の事業内容について、東京都福祉局ホームページにおいて、随時更新予定です。
3月上旬から中旬にかけて、〈案〉を掲載しますので、募集開始前に必ずご確認ください。

介護職員就業促進事業(東京都福祉局HP)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syugyosokushin>

訪問介護採用応援事業(東京都福祉局HP)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/homonkaigosaiyooen>

<問合せ先>

東京都福祉局 高齢者施策推進部

介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267

○令和7年4月適用の業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算に関する届出を受け付けます

令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年4月1日より、訪問系サービス及び福祉用具貸与で業務継続計画(BCP)未策定減算、短期入所系サービスで身体的拘束廃止未実施減算の適用が開始します。

減算とならないためには、適切に措置を講じていただいた上、以下に記載のとおり届出の提出が必要となりますので、対象のサービスを実施の事業所におかれましては、御対応をお願い申し上げます。

＜令和7年3月15日までに届出が必要＞

・業務継続計画(BCP)未策定減算

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与
(訪問介護以外は予防を含む)

＜令和7年4月1日までに届出が必要＞

・身体拘束廃止未実施減算

短期入所生活介護、短期入所療養介護(各予防を含む)

○詳細のご案内はこちらから

福祉局トップ＞高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報＞指定後の届出・手続き・通知等
＞0 全サービス共通

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu



○本件に関する問合せ

＜介護老人保健施設・介護医療院の短期入所療養介護の届出＞

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の届出に関すること

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当(老健・医療院担当) 03-5320-4264

・その他のお問合せ、事業所運営や介護報酬の制度に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局＞高齢者＞高齢者施設＞事業者へのお知らせ(通知文書等)

「～問合せ方法のご案内～【施設支援課／施設運営担当】」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/oshirase/unnei-toiawase>



＜上記以外の届出＞

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の届出に関すること

東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室 03-3344-8517

・その他のお問合せ、事業所運営や介護報酬の制度に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局＞高齢者＞東京都介護サービス情報

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

→「＜質問フォーム＞都指定の居宅サービスに関するご質問はこちらから」



○介護サービス事業者経営情報の報告についての制度が始まりました。

お知らせ

令和6年4月に、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度が創設されました。本制度では、原則として全ての介護サービス事業者が、厚生労働省において運営するシステムである「**介護サービス事業者経営情報データベースシステム**」を通じて経営情報を都道府県に報告し、国や都道府県は収集した情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することとされております。

1 報告の対象となる介護サービス事業者

法第115条の44の2第2項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者(みなし指定含む。(指定があったものとみなされた日から1年以上経過している場合のみ。))が行わなければならないものですが、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告は不要です。

- ① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額(介護報酬)が100万円以下である者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

※ 居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外です。

2 報告の単位

介護サービス経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしますが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

3 介護サービス事業者が報告する方法

報告は、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」により行うものとします。

報告にあたってはGビズID(gBizIDプライム)のアカウント取得が必要となります。原則2週間以内でアカウントが取得できますが、早めのアカウントの取得をお願いいたします。また、オンライン申請の場合、法人種別によってオンライン申請が受け付けられない場合がございますので、ご注意ください。GビズIDについては、以下のURLのページをご参照ください。

<デジタル庁ホームページ>

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・IDの申請は事業者(法人)単位で行っていただきます。
- ・IDの作成には2週間程かかることもございますので、提出締切りまでに余裕を持った作成をお願いします。

4 報告期限

報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内です。ただし、令和6年度内に実施されるべき報告(令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告)に限り、報告期限を**令和7年3月31日まで**とします。

なお、法令等により定められている会計監査に時間を要することにより、3か月以内の報告ができない場合については、監査終了後早急に提出することで差し支えありません。

5 お問い合わせ

<GビズIDに関すること>

GビズID ヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

＜報告システム(介護サービス事業者経営情報データベースシステム)に関すること＞

本システムに関するお問い合わせは、以下の URL に掲載されている資料をご確認のうえ、ヘルプデスクにお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

資料の場所は、「厚労省 HP＞(2)事業者の皆様向け情報＞OFAQ について＞お問い合わせ支援コンテンツ」です。

ヘルプデスクメールアドレス: helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

＜本制度に関すること＞

東京都に報告を行う事業者による本件に係るお問い合わせについては、東京都HP内に設置する問い合わせフォームよりお願いいたします。

<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/contact-tokyo-kaigokeiei>

また、本制度の詳細については、以下の厚生労働省 HP に掲載されていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

＜厚生労働省ホームページ＞

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 介護・高齢者福祉 ＞ 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から2025年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/koure.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【 注意喚起情報 】

「2時間後に電話が使えない!？」個人情報聞き出す不審な電話にご注意!

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241219_1.html

(12月19日 国民生活センターより発表)

「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意—2024年度に急増しています—

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250115_1.html

(1月15日 国民生活センターより発表)

【 情報提供 】

「高齢者」の消費生活相談の概要

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/tokei/theme.html>

(1月15日 東京都消費生活総合センターより発表)

○「福祉用具・新製品展示説明会」を開催します！

(公財)東京都福祉保健財団では、都内区市町村職員や施設職員等を対象に各福祉用具の特徴や操作性などを実際に体験しながら、学んでいただける福祉用具・新製品展示説明会を開催します。

参加を希望される方は、公益財団法人東京都福祉保健財団までお申し込みください。

1 日時

令和7年3月6日(木曜日)10時～18時00分

3月7日(金曜日)10時～17時30分

※一部の時間を除き、ご都合の良い時間に、自由にご覧いただけます。

2 場所

公益財団法人東京都福祉保健財団

(東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング19階)

3 入場料

無料

4 参加対象者

都内区市町村職員、地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員、都内介護老人福祉施設・介護老人保健施設職員、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム職員、都内介護サービス利用者・家族等

5 申込方法

当財団ホームページの申込フォームからお申込みください。

<https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/setsumeikai.html>

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

yougumoushikomi@fukushizaidan.jp